

# 大玉村の給与、定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

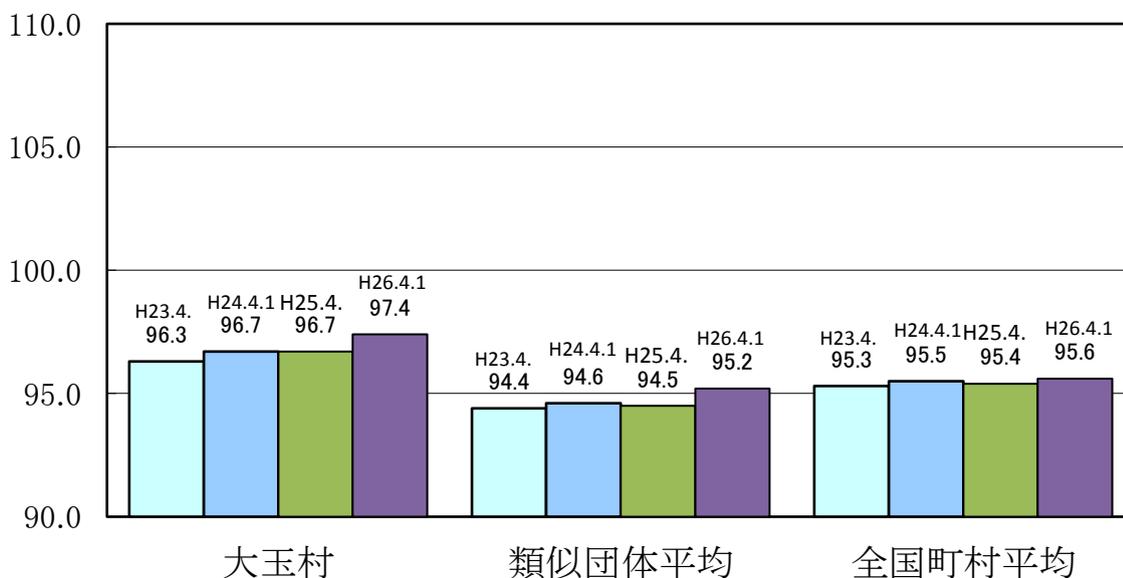
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 8,496	千円 5,706,008	千円 338,433	千円 826,955	% 14.5	% 12.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 90	千円 337,894	千円 57,826	千円 127,377	千円 523,097	千円 5,812	千円 5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を越えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

〔実施 未実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえるとともに、福島県の実施内容に準拠し、平均1%引下げ、高齢層については、最大3%の引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

該当なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大玉村	44.2 歳	331,300 円	384,726 円	362,741 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

② 技能労務職 … 該当なし

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区分		大玉村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	152,600 円	144,500 円	—
	中学卒	129,200 円	136,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	(※) 円	(※) 円	(※) 円	(※) 円
	高校卒	(※) 円	321,000 円	344,750 円	344,800 円
技能労務職	高校卒	(※) 円	(※) 円	(※) 円	(※) 円
	中学卒	(※) 円	(※) 円	(※) 円	(※) 円

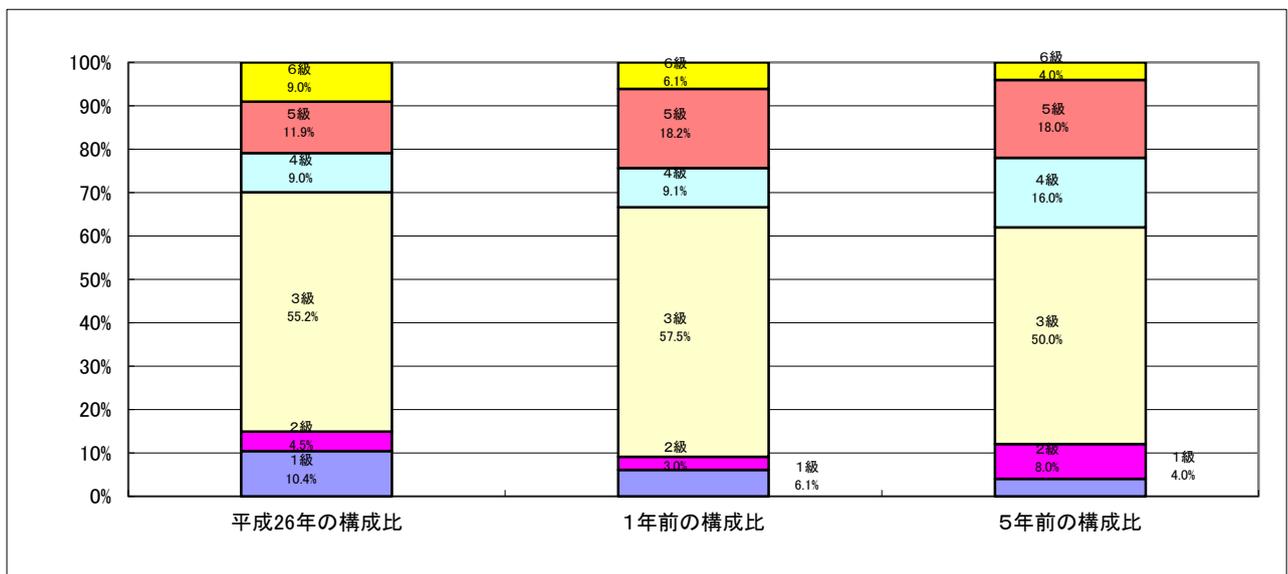
(※) 対象者がゼロか僅少であるため、平均値を求めている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	7 人	10.4 %	139,600 円	249,000 円
2 級	主任主事の職務	3 人	4.5 %	190,500 円	313,800 円
3 級	係長の職務	37 人	55.2 %	227,800 円	361,500 円
4 級	課長補佐の職務	6 人	9.0 %	267,400 円	396,000 円
5 級	課長の職務	8 人	11.9 %	295,200 円	410,900 円
6 級	特に困難な業務を処理する課長の職務	6 人	9.0 %	326,900 円	438,400 円

- (注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

特になし

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

大玉村	福島県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,491 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,639 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

特になし

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

大 玉 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	20,156 千円		1人当たり平均支給額	20,156 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 …… 制度なし

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	120 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	120,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	1 %			
手当の種類(手当数)	3 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
アットホームおおたま職員手当	アットホームに勤務する職員	アットホーム勤務	120 千円	月額10,000円～5,000円
防疫作業職員手当	支給対象業務を行った職員	感染症予防作業	0 千円	1回550円
行路死亡人取扱職員手当	支給対象業務を行った職員	行路死亡人、変死体処理	0 千円	1件3,600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	25,265 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	412 千円
支給実績(24年度決算)	25,545 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	426 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者の有無	有 配偶者 13,000円/月 上記以外 6,500円/月	同じ		10,423 千円	231,622 円
		無 1人目 11,000円/月 2人目以降 6,500円/月				
	特定扶養加算(※) 5,000円/月					
住居手当	家賃額(9,500円超えより 上限 適用)に応じて支給 27,000円/月		異なる	単価	2,194 千円	313,429 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃額に応じて支給		異なる	区分	3,689 千円	68,315 円
	交通用具使用者 上限 通勤距離に応じて支給 45,800円					
宿日直手当	4,200円/1回		異なる	単価	508 千円	8,067 円
管理職手当	22,000円/月～41,000円/月		異なる	単価	9,932 千円	413,833 円
寒冷地手当	毎年11月～3月に支給		同じ		5,695 千円	63,989 円
	世帯主	扶養親族のある職員 17,800円				
		その他の職員 10,200円				
		その他の職員 7,360円				

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	村 長	757,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 826,500 円 / 410,000 円	
	副 村 長	606,000 円	630,000 円 / 508,000 円	
報酬	議 長	272,700 円	330,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	204,300 円	284,000 円 / 164,000 円	
	議 員	227,000 円	270,000 円 / 145,100 円	
		184,500 円		
期末手当	村 長	(26年度支給割合)		
	副 村 長	2.90 月分		
退職手当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.90 月分		
退職手当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職月数×48/100	17,441,280	退職時
		給料月額×在職月数×29/100	8,435,520	退職時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

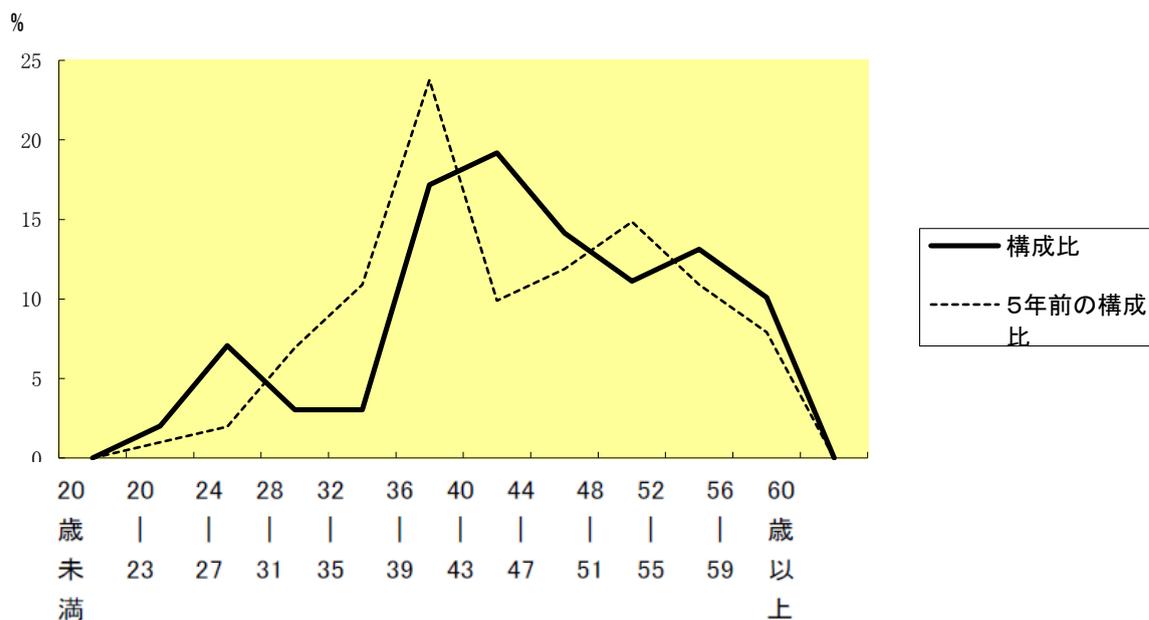
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
普通会計部門	一般行政部門	20	22	-2	
	総務	27	26	1	
	福祉	26	24	2	
	計	73	72	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員: 99.12 人)
	教育部門	19	19	0	
	消防部門				
	小 計	92	91	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.3 人 (類似団体の人口1万人当たり職員: 120.72 人)
公営企業会計等部門	水道	3	2	1	
	下水道	1	1	0	
	その他	3	3	0	
	小 計	7	6	1	
合 計		99 [116]	97 [116]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.5 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	2人	7人	3人	3人	17人	19人	14人	11人	13人	10人	0人	99人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	74	74	71	72	73	△1 (△1.4%)
教育	20	19	20	19	19	19	△1 (△5.3%)
普通会計	94	93	94	90	91	92	△2 (△2.2%)
公営企業等会計	7	7	7	7	6	7	0 (0.0%)
総合計	101	100	101	97	97	99	△2 (△2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
	135,988	3,013	11,286	8.3	15.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	3	7,833	938	2,515	11,286	3,762	6,862

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

② 特記事項 特になし

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大玉村	42.0 歳	225,361 円	310,333 円
団体平均	45.0 歳	369,422 円	571,146 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大玉村		団体平均(市町村平均)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
838 千円		1,521 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	— 月分	— 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分	— 月分	— 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成26年4月1日現在)

大 玉 村			団体平均(市町村平均)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし )		(退職時特別昇給	なし )	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	19,641 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員がゼロか僅少であるため、平均値を求めている。

③ 地域手当 … 制度なし

④ 特殊勤務手当 … 該当なし

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	293 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	98 千円
支給実績(24年度決算)	157 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	52 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	上記「5(6)その他の手当のとおり	同じ	—	280 千円	280,000 円
住居手当				0 千円	0 円
通勤手当				98 千円	32,667 円
管理職手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				148 千円	49,333 円